

コメントの提出について

企業会計基準委員会 御中

平成 22 年 10 月 31 日
公認会計士 岡本 修

御委員会の平成 22 年 8 月 16 日付「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下「D P」）について、当職の私見を送付いたします。なお、下記見解は、当職が職業的専門家の立場に基づいて一個人として表明するものであり、当職の勤務先企業等の見解を示すものではないことをご了解ください。

1. I F R S 9 とのコンバージェンスについて

I A S B が 2009 年 11 月 12 日に公表した I F R S 9 は E U の承認が終了しておらず、会計基準として不整合を抱えたままである。これに加え、I F R S 9 に規定される「ビジネスモデル要件」はバーゼル銀行監督委員会（B C B S）が昨年 12 月 17 日に公表した「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」（原題：International framework for liquidity risk measurement, standards and monitoring）に示された L C R、N S F R に基づく銀行の監督に基づき、我が国の金融機関が保有する運用有価証券の大部分は公正価値の変動を P / L に計上するという現行の売買目的有価証券と類似した会計処理を取らざるを得なくなる可能性がある。従って、そもそもこのような低品質かつ不整合を抱えた会計基準へのコンバージェンスを行うべきではない。

2. I F R S 9 の欠陥

（1）償却原価で測定する区分について

① 償却原価で測定する区分を設置する目的

各種報道内容及び欧州金融機関の経営分析結果等を踏まえると、そもそも I F R S 9 が償却原価区分を設置する目的は、高レバレッジに苦しむ欧州金融機関の保有する巨額の証券化エクスポージャー等の「テインティング規定」を削除することにあると考えられる。かかる政治的動機を踏まえるのであれば、従って、償却原価で測定する区分を創設するのであれば、現行の満期保有目的の債券に求められている「テインティング規定」を削除すべきではない。

② 契約キャッシュ・フローの要件

現行の我が国の会計基準上、満期保有目的の債券に区分する要件にせよ、複合金融商品を区分処理しなくて良い要件にせよ、契約上元本が毀損しないことが重要である。I F R S 9 においてはこの「元本要件」が廃止され、「利息要件」が代わりに導入された。しかし、利息要件に照らして、インフレリンク（I L や T I P s）や証券化エクスポージャーといった、元本毀損リスクが存在する金融商品が償却原価で区分できる一方、C M S やリバースフロータといった元本毀損リスクの存在しない金融商品は公正価値区分となってしまう。このキャッシュ・フロー要件は、欧州金融機関が保有している金融商品を償却原価に区分することを後付で容認するために作られた定義に過ぎず、普遍性は全くない。

I F R S 9 にどうしてもコンバートしたければ、償却原価で測定する区分の要件に「利息要件」（元本が存在する一定期間における貨幣と信用リスクの時間価値）に代わって「元本要件」（契約上元本が毀損しないことが明確であること）を復活させるべきである。

特に、ウォーターフォール構造を有する証券化商品については、B C B S が 2009 年 7 月 13 日に公表した「バーゼルⅡの枠組みの強化」（原題：Enhancement to the BaselⅡ framework）上の取扱と平仄を合わせ、償却原価区分での保有を認めるべきではない。

（2）O C I オプションについて

① 債券やファンド

O C I オプションという例外規定を設けるのであれば、F A S B の E D 201006 との整合性も踏まえ、債券や投資信託（ファンド）についても O C I オプションを設けるべきである。

② O C I オプションの売却損益

O C I オプションを採用した場合の売却損益を O C I に表示し、リサイクリングを認めないという会計処理に理論的な整合性は全く存在しない。売却損益は当然、当期純利益に計上すべきである。

上記、駄文ではございますが、ご査収の上ご参照下さいますよう、何卒よろしくお願いいたします。

敬具